

甲府市洪水ハザードマップ多言語化

業務委託

特記仕様書

令和元年7月

甲府市 まちづくり部 道路河川課

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、甲府市(以下、「甲」という。)が受託者(以下、「乙」という。)に委託する甲府市洪水ハザードマップ多言語化業務委託(以下、「本業務」という。)の履行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本業務は、平成30年度に作成された「甲府市洪水ハザードマップ」について、外国の方々に対しても避難方法等を適切に周知するため、多言語化し、甲府市における防災対策に資する資料を作成することを目的とする。

### (関係法令)

第3条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書、契約書の他、次の関係法令等に基づくものとする。

- ① 災害対策基本法及び同施行令、同施行規則
- ② 土砂災害防止法
- ③ 災害救助法
- ④ 水防法及び同施行規則
- ⑤ 河川法
- ⑥ 測量法
- ⑦ 水害ハザードマップ作成の手引き
- ⑧ 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案)
- ⑨ 山梨県地域防災計画
- ⑩ 甲府市地域防災計画
- ⑪ 甲府市財務規則及び契約規則
- ⑫ 甲府市個人情報保護条例
- ⑬ 甲府市個人情報保護条例施行規則
- ⑭ その他関係法令及び通達

### (情報の保護及び公的資格要件)

第4条 乙は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行うため、関係法令、規則等を正しく遵守するほか、情報セキュリティや個人情報保護等に関して、次のすべての公的資格について認定もしくは認証を有し、機密保持に関する社内規定を設けていることを業務着手の条件とする。

なお、乙は甲に対し、次の公的資格の証明できる書類を提出し、承認を得るものとする。

- ① ISO9001(品質マネジメントシステム)
- ② ISO14001(環境マネジメントシステム)
- ③ ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)
- ④ JISQ15001(プライバシーマーク)

#### (配置予定技術者等の要件)

第5条 本業務に従事する主任技術者及び照査技術者は、次の資格を有する者を配置することとする。

- ① 主任技術者は、過去5年以内に、山梨県内における洪水ハザードマップ作成実績を有し、かつ技術士(建設部門/河川砂防及び海岸海洋)又はRCCM(河川砂防及び海岸海洋)いずれかの資格を有するものを選任する。
- ② 照査技術者は、GISで作成された原稿データを活用することとなるため、空間情報総括監理技術者の資格を有し、かつ洪水ハザードマップ作成の業務経験を有するものを選任する。

#### (業務実施計画)

第6条 乙は、契約締結後速やかに作業方法、使用する主要機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、契約締結後7日以内に甲と打合せを行い、業務実施計画書を甲に提出して甲の承認を得るものとする。

#### (関係公署への事務手続き)

第7条 本業務の実施において必要となる関係公署への事務手続きは、甲乙協議の上、乙が実施するものとする。なお、手続きに要する費用については、乙の負担とする。

#### (成果品の帰属等)

第8条 本業務の成果品については、甲の管理及び帰属とし、乙が成果品等を第三者に公表または貸与してはならない。

#### (成果品の瑕疵)

第9条 成果品納入後、本仕様書の定めに適合しないものとして誤りが発見された場合は、乙の責任において速やかに修正するものとし、これに要する経費はすべて乙の負担とする。

#### (守秘義務)

第10条 乙は、本業務において知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。本業務が完了または解除された後においても同様とする。

(疑義)

第 11 条 本仕様書に記載ない事項および疑義が生じた場合は、速やかに甲に申し出るものとし、  
甲乙協議するものとする。

(貸与資料)

第 12 条 本業務を実施する上で、必要な資料は、甲より乙が貸与を受けるものとする。貸与された  
資料等については、その重要性を認識し、資料等の破損、滅失、盗難、漏洩等の事故が發  
生することのないよう取扱い及び保管を厳重に行わなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、その発生原因・経過・  
被害の内容を甲に報告するとともに、損害賠償の請求があった場合は、乙の責任において  
一切を処理するものとする。

(成果品の納入先)

第 14 条 本業務の成果品の納入先は、甲府市まちづくり部道路河川課とする。

(工期)

第 15 条 本業務の工期は、契約締結日より令和 2年 1月31日とする。

## 第 2 章 業務概要

(業務概要及び数量)

第 16 条 本業務の概要および数量は、次のとおりとする。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| ① 中国語版洪水ハザードマップ | 1式 |
| ② 韓国語版洪水ハザードマップ | 1式 |
| ③ 打合せ協議         | 1式 |

## 第 3 章 甲府市洪水ハザードマップ多言語化

(前提条件)

第 17 条 本業務を実施するにあたっては、「水害ハザードマップ作成の手引き」に準拠して、洪水  
ハザードマップを作成するものとする。なお、平成 30 年度に作成された日本語および英語  
版の内容を十分に理解した上で、その内容を踏襲したものを作成するものとする。

#### (計画準備)

第 18 条 本業務の実施方針の検討を行い、人員体制、業務スケジュール、使用機材等を実施計画書にとりまとめの上、甲に提出するものとする。

#### (資料収集整理)

第 19 条 本業務に必要な資料を甲より収集し、作業に必要な整理を行うものとする。甲より貸与する資料は、次のものを基本とし、その他必要なものは甲乙協議の上、決定するものとする。

- ① 既存洪水ハザードマップ原稿データ(AI、Shape)
- ② その他の資料
  - ・甲府市地域防災計画
  - ・防災関連施設情報
  - ・その他必要となる資料

#### (多言語化対応素案の作成)

第 20 条 以下のとおり、素案の作成を行うものとする。

- ・既存の洪水ハザードマップ(日本語および英語版)を基に、多言語化の素案を作成するものとする。
- ・学習面および地図面を多言語化するものとする。
- ・地図面の背景地図にあたる部分は多言語化の対象外とする。
- ・素案を甲へ提示を行い、承認を得るものとする。
- ・素案については、数回の更新が必要となることを想定すること。

#### (最終原稿の作成)

第 21 条 以下のとおり、最終原稿を作成するものとする。

- ・これまでの作業結果より、洪水ハザードマップの最終原稿を作成するものとする。
- ・最終的に、甲の承認を得た段階で、印刷用の電子データ(イラストレータ形式及び PDF形式)の作成を行うものとする。

#### (業務報告書の作成)

第 22 条 本業務にて実施した内容を業務報告書として整理するものとする。

#### (打合せ協議)

第 23 条 本業務を円滑に進めるために、打合せ協議を実施するものとする。打合せ協議は、業務着手時、中間時及び業務完了時の3回を基本として、その他必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せの内容については、打合せ協議簿として、乙が作成した上で、甲に提

出し、その内容について承諾を得るものとする。

#### 第4章 成果品

##### (成果品)

第24条 本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、納品媒体については、甲乙協議の上、決定するものとする。

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ① 甲府市洪水ハザードマップ原稿(中国語版)A4版冊子(32頁) | 1式 |
| (イラストレータ及びPDFデータ形式)              |    |
| ② 甲府市洪水ハザードマップ(韓国語版)A4版冊子(32頁)   | 1式 |
| (イラストレータ及びPDFデータ形式)              |    |
| ③ 納品用GISデータ(Shapeファイル形式)         | 1式 |
| ④ 業務報告書(簡易製本)                    | 2冊 |
| ⑤ その他必要とされるもの                    | 1式 |

以上